

下水道使用料体系表

(令和元年6月26日条例改正／令和元年10月分から適用)

種 別	基 本 料 金		超過料金 (1立方メートルにつき)	
	汚 水 量	料 金	汚 水 量	料 金
一般汚水	10立方メートルまで	1,650.0円	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの部分	220.0円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまでの部分	242.0円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまでの部分	269.5円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまでの部分	291.5円
			100立方メートルを超える 部分	302.5円
			浴場業汚水	1立方メートルまでごとに
備 考 1 一般汚水とは、浴場業汚水以外のものをいいます。 2 浴場業汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた浴場または温泉法(昭和23年法律第125号)に規定する温泉を利用する浴場から排出される汚水をいいます。				